

○九重町生活環境保全及び開発に関する条例

昭和 63 年 6 月 28 日

九重町条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、住民が健康で文化的な生活を営むことのできる環境を守り、安全快適な生活の確保について必要な事項を定め、町事業者及び町民が一体となって、町民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、町民の健康で安全かつ快適な生活を実現するため、良好な環境を確保するため、次の各号に掲げる事項につき、基本的な施策を策定し、その実現に努めなければならない。

- (1) 秩序ある土地利用をすすめるための事業
- (2) 緑地の保全、動植物の保護その他自然環境の保全、確保に関する事業
- (3) 大気汚染防止、水質汚濁防止その他公害防止に関する事業
- (4) 交通事故の防止、その他交通安全の確保に関する事業
- (5) その他良好な環境を確保するための必要な事項

2 町長は、大規模開発等特に必要と認める事項については、総合企画審議会に諮るものとする。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、町民憲章の精神に沿って、その日常生活において良好な環境の確保に自ら努力するとともに、前条に規定する町の施策に自主的に協力するものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動によって良好な環境をそこなうことのないように努めるとともに、第 2 条に規定する町の施策に自主的に協力しなければならない。

(開発行為の規制)

第 5 条 開発行為を行おうとする者は、計画の立案及び実施にあたっては、良好な環境を確保しなければならない。

2 他の法令、条例に定めるもののほか、開発行為を行おうとする者は、町の良好な環境を確保するため、別に定めるところにより、土地の利用計画書等を町長に届け出なければならない。ただし、公共事業、一般住宅及び町長が特に認める事業については、この限りで

ない。

(不法投棄の禁止)

第 6 条 何人もみだりに公共の場所及び他人が所有し、管理する場所に廃棄物を捨ててはならない。

2 前項に違反した不法投棄者は、原状に復元しなければならない。

(公害の防止)

第 7 条 事業者は、その事業活動によって公害が発生しないよう、公害防止に必要な事項を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、公害を防止するため常にその設備及び事業活動を自ら監視しなければならない。

3 事業者は、その事業活動によって公害が発生したときは、速やかにその防止に必要な措置を講ずるとともに、その被害者に対し救済、その他適切な措置を講じなければならない。

(勧告)

第 8 条 町長は、第 5 条、第 6 条及び第 7 条の規定に違反し、良好な環境を悪化させていると認めるときは、当該違反者に対し期限を定めて必要な指導又は勧告することができる。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。